

信州の森林づくり事業調査要領

(平成 28 年 5 月 9 日付け 28 森推第 99 号)

最終改正 (令和 7 年 5 月 23 日付け 7 森推第 212 号)

第 1 章 総則

第 1 条 趣旨

この調査要領は、「信州の森林づくり事業補助金交付要綱」（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 森推第 861 号林務部長通知。以下「交付要綱」という。）、「信州の森林づくり事業実施要領」（昭和 55 年 3 月 3 日付け 54 営林第 405 号林務部長通知。以下「実施要領」という。）に定めのあるもののほか、信州の森林づくり事業の調査（以下「調査」という。）の実施に必要な事項を定める。

第 2 条 調査員及び副調査員

- 1 調査は次に挙げる調査員及び副調査員（以下あわせて「調査員等」という。）による 2 人体制で行うものとする。

なお、再調査依頼書による再調査の場合は、この限りでない。

 - (1) 調査員
申請箇所の地区を担当する林業普及指導員又は地域林政支援活動業務嘱託員並びに森林経営管理支援業務嘱託員でない者であって、補助金を交付する地域振興局長（以下「局長」という。）が指名する者。
 - (2) 副調査員
局長が指名する者。
- 2 調査員等は調査を行うに当たっては、厳正、かつ、公平な態度を保持しなければならない。
- 3 調査員等は、妨害、拒否、その他の事由により調査の実施が困難と認めた場合は、調査を停止し、直ちにその旨を局長に報告し、その指示を受けなければならない。

第 3 条 立会人

- 1 調査は、交付要綱及び実施要領に規定する事業主体若しくは実施要領第 8 による代理申請者（以下あわせて「交付申請者」という。）又は交付申請者の代理人の立会いの上に行わなければならない。
- 2 調査員等は、立会人に対して、調査に必要な措置（必要な機械器具、関係書類の準備等）をあらかじめ連絡又は通知をするものとする。

第 4 条 調査の区分等

- 1 調査の実施
調査は、補助金交付申請書（実施要領別紙 1 の森林環境保全整備事業（第 7 に定める大規模事業地における補助申請を除く。）及び別紙 2 のみんなで支える里山整備事業（以下あわせて「事後申請事業」という。）に限る。）又は実績報告書若しくは概算払請求書（事後申請事業以外の事業に限る。）（以下あわせて「申請書等」という。）の受理後、遅滞なく信州の森林づくり事業実行内訳書兼付表（以下「実行内訳書兼付表」という。）ごとに、第 2 章に規定する書類調査及び第 3 章に規定する現地調査を行うものとする。
- 2 事前調査
 - (1) 現地の作業が完了している場合であって、次の①～④のいずれかに該当し、交付申請者から信州の森林づくり事業事前調査依頼書（様式第 1 号）の提出があったときは、申請書等の受理前であっても、第 2 章及び第 3 章に規定する書類調査及び現地調査に準じた事前調査を行うものとする。
 - ① 積雪や下方道路の通行止め等により現地確認が困難になると見込まれる場合

- ② 搬出材積の確定に時間を要する場合
 - ③ 早期に現地確認が必要と認められる場合
 - ④ その他、局長が認める場合
- (2) 調査員等は、2に基づく事前調査を行った場合、調査終了後、速やかに調査結果を実施要領別紙1～5に定める調査調書（以下、「調査調書」という。）にとりまとめなければならない。

第5条 調査調書等

- 1 調査員等は、調査した事項及び第3条に規定する立会人の職氏名を調査調書に記入するものとする。
- 2 調査の結果、第6条の規定により不適合になると認められる場合は、その内容を調査調書に記載するものとする。
- 3 調査員等は、調査の終了後、速やかに信州の森林づくり事業調査調書兼復命書（様式第2号。事後申請事業においては様式第3号。以下「復命書」という。）に調査調書（第4条の2の(2)に規定する調査調書を含む。）を添えて、調査結果を局長に報告しなければならない。
- 4 調査調書、復命書及びこれらに類する書類は、当該事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整備保存しておかなければならない。

第6条 調査の認定等

- 1 局長は、次の(1)から(4)に該当する場合は、完了と認めず、不適合等である旨を信州の森林づくり事業調査結果通知書（様式第4号。以下「結果通知書」という。）により交付申請者に通知するものとする。ただし、事後申請事業の場合は、結果通知書を不適合等の旨を記載した当該調査調書の写しに替えることができる。
 - (1) 申請書類に不備がある場合、書類の整備が1週間以上掛かるものは不適合とする。
 - (2) 書類調査及び現地調査の結果、当該施行地が交付要綱、実施要領及び本調査要領の定める規定に適合しない場合、は不適合とする。
 - (3) 写真等で完了したことを確認することができない場合は不適合とする。
 - (4) 第16条の3の(2)に規定する測量、16条の4の(3)及び第18条の1の(4)に規定する再測量が1週間以上掛かるものは不適合とする。
 - (5) 現地調査の結果、不適合と認められる施行地数が申請施行地数の10%を上回る場合は、同一申請内の現地調査を省略した施行地を含め不適合とする。
 - (6) 現地調査が実施できない施行地は不適合とする。
- 2 不適合とした施行地であって、結果通知書で局長が定めた期間内に手直しを行った場合（1の(1)により不適合とした後に書類を整備した場合、1の(3)により不適合とした後に写真を整備した場合、1の(4)により不適合とした後に申請者による現地の再確認を実施した場合、1の(5)により不適合とした後に、申請者が申請書類及び施行地を再確認し、現地調査が実施できるようになった場合、1の(6)により不適合とした後に現地調査が実施できるようになった場合を含む。）、申請者は再調査依頼書（様式第5号）により、再調査を依頼できる。ただし、事後申請事業の場合は、実施要領別紙1の第5の4に定める申請書の提出期限により次回以降に申請（以下、「再申請」という。）するものとする。
- 3 局長は申請者から2により再調査の依頼があった場合は、手直しを行った内容の再調査を行い、認否を決定するものとし、再調査の結果、補助基準に適合しない場合は、1の規定を準用する。
- 4 2に規定する再申請箇所であって、前回申請時と変更の無い内容でかつ前回調査時に適合していた場合は、その調査結果をもって当該内容に係る調査を省略できるものとする。

なお、調査を省略した場合は、調査調書にその旨を記載するとともに、前回の調査結果を添付するものとする。
- 5 事後申請事業の年度区分は、当該調査に適合した日の属する年度とする。また、補助対象となる現場作業完了後おおむね1年の範囲内を補助対象とするが、実施要領第5の2の標準単価は、原

則として当該作業完了時点に適用されていた標準単価によるものとする。

- 6 事後申請事業において、現地調査の結果が1の(1)に該当する施行地が生じた場合は必要に応じ現地調査件数を増やすこととする。
- 7 火災、気象災、噴火災、病虫獣害等（以下「気象害等」という。）により被害を受けた施行地であって、当該発生年度の事業に係る施行地のうち補助金の交付を受けていないものについては、交付申請者の竣工検査等により作業完了を確認できる場合は、事業が完了したものと認めることができるものとする。

第7条 調査結果の公開

- 1 局長は第4条の1により調査を実施した結果を信州の森林づくり事業調査結果表（様式第6号）により地域振興局林務課内で公開を行うものとする。
- 2 公開期限は事業完了の翌年度から起算して1年後とする。

第2章 書類調査

第8条 書類調査の実施

書類調査においては、交付申請内容等が交付要綱及び実施要領に定める規定に適合しているかどうかを実行内訳書兼付表ごとに確認し、その内容及び結果を調査調書に記載（申請書の適否の確認（チェック印）を含む。）し、必要に応じて関係書類の写しを提出させるものとする。

第9条 計画関係等の確認

- 1 森林経営計画
当該計画に基づき実施した事業の場合は、実行内訳書兼付表に記載された当該計画の認定番号、地区名、認定年月日（計画が変更されている場合は、変更計画の認定年月日）を確認するとともに、実行内訳書兼付表の事業内容と当該計画書の記載内容の整合を確認する。
なお、事業主体が保有する森林経営計画と、市町村の長等の森林経営計画の認定者が保有する当該計画とに齟齬がないことを確認する。
- 2 特定間伐等促進計画
当該計画に基づき実施した事業の場合は、実行内訳書兼付表の事業内容と当該計画書の記載内容の整合を確認するとともに、事業実施主体として位置づけられた者が森林所有者以外の場合は、森林施業に係る受委託契約書及び関係書類を確認する。
- 3 経営管理実施権配分計画
当該計画に基づき実施した事業の場合は、実行内訳書兼付表の事業内容と当該計画書の記載内容の整合を確認するとともに、事業実施主体として位置づけられた者が森林所有者以外の場合は、森林施業に係る受委託契約書及び関係書類を確認する。
- 4 森林経営計画の作成に関する同意書
実施要領別紙1の第3の2の事業の場合は、当該要件が確認できる書類を確認する。
- 5 森林整備に関する協定
森林整備に関する森林所有者等との協定が要件となっている事業の場合は、実行内訳書兼付表に記載された当該協定の締結年月日及び締結者を確認するとともに、実行内訳書兼付表の事業内容と当該協定書の記載内容の整合を確認する。
- 6 伐採造林届出書
実施要領別紙1の第3の3の(1)に該当する事業の場合は、当該届出書の適合通知書等を確認する。（査定係数90）
- 7 各計画書等の確認方法
第9条の1～6に掲げる各計画書等については、原則として事業主体が保管する原本（代理申請の場合及び特定間伐等促進計画はこの限りでない。）とするが、当該計画書等（認定通知を含

む。)の写しが別に地域振興局に提出されている場合や局長が協定締結者となっている場合等あらかじめ地域振興局で確認できる書類がある場合は、これをもって事前に確認できるものとする。

第 10 条 事業主体等の確認

1 事業主体要件等

実行内訳書兼付表に記載された事業主体について、第 9 条に定める各計画書等により事業主体としての要件を満たしていることを確認するほか、必要に応じて次の事項を確認する。

(1) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者・育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書及び関係書類（第 9 条の 1～3 に該当するものを除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業（長野県林業公社が事業主体である場合を除く。）、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書等（第 9 条の 5 に該当するものを除く。）

(2) 森林所有者の団体である場合は、実施要領第 1 の 2 に掲げる事項。

(3) 任意団体である場合は、実施要領第 1 の 3 に掲げる事項。

(4) 事業主体（受託による場合は森林所有者とし、市町村、財産区及び長野県林業公社を除く。）の消費税の課税方式を確認する。

2 代理申請

実施要領第 8 による代理申請の場合は、第 9 条及び前号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を確認する。

(1) 委任状及び精算依頼書（実施要領に定める様式）

(2) 事業完了届

3 作業実施者等

実行内訳書兼付表に記載された作業実施者名（森林所有者や事業発注者からの受託又は請負により実作業を行った者とし、自己所有林で自ら作業を実施した場合（以下「自家労働」という。）は自家労働と記載する。）及び実施期間について、以下により確認する。

(1) 直営雇用（臨時雇用を含む。）

雇用契約書及び作業日報等の関係書類

(2) 外部発注

請負契約書及び完了届等の関係書類

(3) 自家労働及びボランティア活動

作業日報等の関係書類

4 間接費

実施要領第 5 の 3 による間接費を加算する場合は、以下により確認する。

(1) 現場監督費

3 の作業実施者（自家労働の場合を除く。）が実施要領第 5 の 3 に規定する現場労働者である場合に加算できるものとし、雇用契約（臨時雇用を含む。）の有無又は実質的な管理・監督の状況の記録（現場指示書等とし、現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合に限る。）を確認する。

熱中症対策に係る間接費加算を適用する事業については、現場作業実施期間を作業日報等により確認する。

(2) 社会保険料等

社会保険料等の加入状況調査表（実施要領別紙 1 一様式第 11 号）に基づき、実施要領第 5 の 3 の (2) に掲げる現場労働者に係る労災保険料等の事業主負担分及び退職金共済制度の掛金について、払込済証明書等を確認する。

(3) 証拠書類の抽出確認

同一事業主体、同一現場労働者であって、かつ、同時期の申請で複数の実行内訳書兼付表がある場合に限り、証明書等の確認をいずれかの実行内訳書兼付表を抽出して実施できるものとする。

第11条 補助対象森林等の確認

1 森林所有者及び地番

実行内訳書兼付表に記載された施行地の森林所有者及び地番を第9条の1～6に掲げる各計画書等、不動産登記簿又は交付申請者の確認書類により確認し、確認方法を調査調書に記載する。

2 位置、区域及び事業量等

(1) 対象施行地の位置、区域、事業量（面積、延長）及び実施率について、森林計画図（施業図）等と実行内訳書兼付表に記載された林小班・施業番号等及び申請の測量成果等により照合し、施行地が地域森林計画の対象森林であるか等を確認の上、結果を調査調書に記載する。

(2) 空中写真等を活用し、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認する。

(3) 面積の照査にあたっては、現地調査省略箇所の中から、林務課以外の職員が申請の1/10以上となるよう無作為に抽出し、コンパス測量の場合は申請者から測量の電子データの提出を求め、県下統一の面積システムで検算し確認する。GNSS測量の場合は別途定める方法により確認する。
なお、測量の電子データが無い場合は、測量野帳から入力して検算し確認する。

(4) 補助金の査定は、調査結果の事業量が申請の事業量を上回る場合は、申請の事業量とし、申請の事業量を下回る場合は調査結果の事業量で行なうものとする。

3 林齢

対象施行地の林齢（作業実施年度の4月1日現在の林齢とする。）について、当該施行地の植栽時の調査調書、第9条の1～6に掲げる各計画書等、実施要領第9による施行地台帳（以下「施行地台帳」という。）、森林簿又は現地での調査結果により整合し、補助事業要件の可否を確認の上、結果を調査調書に記載する。

ただし、判定資料のない場合は、第3章に規定する現地調査により確認するものとし、伐採木の年輪の確認又は立会人等からの植栽年度、更新年度等の聴取結果と成立木の状況等により判定するものとする。

4 補助事業の間隔

除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は一貫作業の場合は、施行地台帳等により過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は一貫作業を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

5 気象害等

気象害等の被害を受けて実施した事業の場合は、当該被害に係る気象情報等の資料や被害状況写真等を確認する。

なお、衛生伐については、松くい虫による被害本数が対象地の5%未満の激甚でない松林であることを確認する。

6 関係法令等

事業要件等により必要に応じて、保安林指定の有無、公益的機能別施業森林の種類と区域、農地転用許可（農業振興地域の区域内外を含む。）その他関係法令の許認可等の要否及びその有無、他事業との関連の有無等を確認する。

第12条 実施状況等の確認

1 写真

交付申請者が提出及び整理保存している次の写真（原則として、事業箇所等を記載した小黑板等が入っているものに限る。）について、実施状況等を確認する。

(1) 作業の着手前と完了後の林況等比較写真（下刈りの場合は遠景及び近景とし、区域全体の作

業条件等が判断できるもの、枝打ちの場合は実施前後の枝下高が判断できるものとする。)

- (2) 施行中
- (3) 測量状況
- (4) 搬出を伴う間伐及び更新伐、搬出支援の場合は、伐採木の搬出状況及び集積場所におけるはい積状況（ただし材積確定が出荷伝票等による場合は集積場所におけるはい積状況写真の確認を不要とする。）
- (5) 玉切及び整理を実施した保育間伐、間伐及び更新伐の場合は、伐採木の処理状況
- (6) 資材を購入している場合は、当該資材の受入状況

2 植栽本数及び伐採率等

(1) 植栽本数

人工造林又は樹下植栽については、4により確認した苗木本数を第 11 条の 2 により確認した実面積（面積×実施率）で除した本数及び交付申請者が作成した管理プロット調査表等により植栽本数を確認の上、結果を調査調書に記載する。

(2) 伐採率

除伐（実施要領別紙 2 で実施する場合に限る。）、保育間伐、間伐又は更新伐については、交付申請者が作成した管理プロット調査表等により伐採木の本数及び材積の伐採率を確認の上、結果を調査調書に記載する。

(3) 伐採木の平均胸高直径

伐採木の平均胸高直径が 18cm未満の規定により保育間伐を実施した場合については、交付申請者が作成した管理プロット調査表等により当該数値を確認する。

(4) 管理プロットの基準

2 の(1)～(3)に掲げる管理プロットについては、実施要領に基づき施行管理が行われているか確認するものとする。

3 伐採木の搬出材積

搬出を伴う間伐及び更新伐、搬出支援の場合は、搬出材積集計表（実施要領別紙 1 様式第 10 号）に基づき、出荷先の入荷伝票等（現地検知の場合は、検知野帳及び計算書）を確認の上、結果を調査調書に記載する。

4 使用資材

苗木や購入資材等については、樹種や商品名、規格、数量等を納品書、購入伝票等により確認する。苗木については生産者表示票も確認する。

ただし、その確認ができないものについては、現地調査により確認するものとする。

5 実行経費

実行経費により補助する事業については、実施要領第 5 の 4 の規程に基づき、以下のいずれかにより確認する。

(1) 事業主体が自ら実施した場合

実行経費内訳書、作業日報及び人件費に係る時間単価や直接作業時間数の積算資料等の証拠書類

(2) 事業主体が請負に付して実行した場合

精算設計図書及び契約関係書類等の証拠書類

6 衛星通信機器等の活用

衛星通信機器等の活用に係る共通仮設費加算を適用する事業については、緊急連絡体制の整備に衛星通信設備を活用しているかを、現地写真、連絡体制図等より確認する。

第 13 条 作業安全規範の確認

事業主体が「農林水産業・食品産業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」で作業安全の取組を行っているかを確認する。

第3章 現地調査

第14条 現地調査の実施

現地調査においては、補助対象施行地が交付要綱、実施要領及び本調査要領の定める規定に適合しているかどうかを第15条に定める現地調査の対象箇所に係る実行内訳書兼付表ごとに確認し、その内容及び結果を調査調書に記載（申請書の適否の確認（チェック印）を含む。）する。また、調査の結果を調査調書とは別に測量野帳や施業図等に記載した場合はその旨を調査調書に記載し添付するものとする。

第15条 現地調査の実施箇所等

1 現地調査の対象箇所

(1) 事後申請事業以外の全事業の全箇所

(2) 事後申請事業については、次のいずれかに該当する箇所（ただし、面積は、実行内訳書兼付表ごとの事業量とする。なお、人工造林及び樹下植栽については団地ごとの事業量とする。）

ア 人工造林、樹下植栽及び一貫作業については、1.5ha以上の箇所

イ 人工造林、樹下植栽、一貫作業、衛生伐、搬出支援、要領別紙1の第2の1の間伐及び更新伐以外の森林整備及び付帯施設等整備については、3.5ha以上の箇所

ウ 衛生伐については、森林病虫害防除事業実施要領第2の7に準ずる箇所

エ 要領別紙1の第2の1の間伐、更新伐については、無作為で抽出された総施行地数の10%以上に相当する数の箇所。ただし要領別紙1の事業であって1申請者からの申請が複数の森林経営計画及び集約化実施計画（以下、団地という。）の場合は、あらかじめ以下のとおり団地を無作為で抽出し、抽出された団地内から無作為で抽出された総施行地数の10%以上に相当する数の箇所。

(ア) 申請団地数が2～4団地は2団地を抽出

(イ) 申請団地数が5～8団地は3団地を抽出

(ウ) 申請団地数が9～12団地は4団地を抽出

(エ) 申請団地数が13団地以上は5団地以上を抽出

オ 森林作業道整備については、全箇所

カ 要領別紙1の第2の1の間伐及び更新伐以外であって、ア、イ及びウに該当しない箇所で、同一の交付申請者が同一の時期に申請した事業のうち、事業種ごとに無作為で抽出した10%以上の箇所（調査調書の件数×10%以上）

キ 信州の森林づくり事業の付帯施設等整備及び関連条件整備活動のうち、第17条の4の(1)のただし書きより、面積の照合を省略できる場合の鳥獣害防止施設等整備による忌避剤及び殺鼠剤の使用、機械器具の整備、危険木等処理（単木単位の伐採等）及び再造林省力化モデル推進事業については、書面による調査とする。ただし、書面（写真等）により確認ができない場合は、現地調査を実施する。

(3) 第6条の3に基づき再調査の依頼があったもの。ただし、再調査の内容に応じて書面による調査とすることができる。

2 事前調査に係る現地調査

(1) 第4条の2に規定する事前調査に係る現地調査は、前項の規定に準じて実施するものとする。

(2) 事前調査に係る現地調査を実施した箇所については、申請書受理後の現地調査を第4条の2に規定する調査結果をもって省略することができる。

(3) 事前調査依頼があった箇所で、前項(2)のキにより現地調査を省略した箇所については、申請書受理後の現地調査抽出対象から除外することができるものとする。

3 無作為抽出の方法等

1のエ及びカの場合において、現地調査箇所を無作為抽出する方法は林務課職員以外の者（以下「抽出者」という。）が乱数表を用いて抽出するものとし、抽出者は当該乱数表に職名及び氏

名を記入し押印するものとする。また、第 5 条の 3 に規定する復命書に当該乱数表を添付する。

4 その他

不適正な申請等が判明した場合は、当該申請者に対し 1 の (2) にかかわらず局長が必要と認める期間において全箇所調査を実施する。

第 16 条 現地調査の記録等

1 調査実施の有無

現地調査の実施（事前調査を含む。）又は省略について、調査調書に記載する。

2 調査写真

現地調査を実施した調査調書ごとに、調査員又は副調査員及び立会人並びに現地調査実施状況（測量成果の照合状況、植栽木や伐採木の確認、枝打ち幅の確認、作業道の起点終点の確認等）の写真を撮影する。写真の撮影に当たっては事業名、調査年月日、調査箇所、事業種類等を記載した小黒板等を含めてGPS機能付きカメラで撮影し、調査調書に添付する。また写真データは 5 年間保存することとする。なお、写真の撮影に当たってはGPS機能付きカメラで撮影を行う又はGPSデータロガーにより位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存すること。

3 調査記録

第 13 条に定める記載した事項のほか、以下について調査調書又は申請書に添付された施業図等に朱書き等で記入するか、現地調査時に記録したGPSデータ等により整理する。

- (1) 調査員が現地踏査した経路
- (2) 検測した線又は検測点
- (3) 第 18 条の 1 に規定する標準地の位置

第 17 条 施行地の位置等の確認

1 施行地の位置

施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GPS等で照合・確認する。

2 施行地の境界

- (1) 測点は施行地の変化点に設置し、原則として、外側の樹木の樹幹から 1 m の範囲内とする。
- (2) 伐採作業等の補助対象区域は、当該作業と一体として取扱う樹木を包含する森林の区域とする。

3 除地の範囲

- (1) 施業種別の除地の範囲に示す 1 箇所の面積が 0.01ha 以上であるものは除地とし、交付申請面積から当該面積を差し引くものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 カ所の面積が 0.01ha 以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は 1ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。

(施業種別の除地の範囲)

施業種	除地の範囲
人工造林	
地持え	道路敷（既設森林作業道を含む。）、岩石地、崩壊地、植栽不可能地等で、1 箇所の面積が 0.01ha 以上であるもの。
特殊地持え	人工造林の地持えと同上
植栽	人工造林の地持えに示す除地の範囲及び筋状に棚積みされず集

		積された末木枝条の 1 箇所面積が 0.01ha 以上であるもの
樹下植栽等		
地拵え		人工造林の地拵えと同上
樹下植栽		人工造林の植栽と同上
天然更新補助作業		人工造林の地拵えと同上
一貫作業		
伐倒・集積搬出		人工造林の地拵えと同上
地拵え		人工造林の地拵えと同上
植栽		人工造林の植栽と同上
下刈り		人工造林の植栽と同上
雪起こし		人工造林の植栽と同上
倒木起こし		人工造林の植栽と同上
枝打ち		人工造林の植栽と同上
除伐		人工造林の植栽と同上
衛生伐		人工造林の植栽と同上
修景林間整備 (不良木淘汰、不用木 (枯損木除去) 処理)		人工造林の植栽と同上
無立木地造林 (耕作放棄地で行う広 葉樹植栽)		人工造林の地拵えと同上
竹林整備		人工造林の植栽と同上
保育間伐		人工造林の植栽と同上
間伐		人工造林の植栽と同上 ただし、間伐と一体的に開設した森林作業道は除地の範囲外
更新伐		
面的複層林施業		人工造林の植栽と同上 ただし、面的複層林施業と一体的に開設した森林作業道は除地の範囲外
長期育成循環施業		ただし、長期育成循環施業と一体的に開設した森林作業道は除地の範囲外
人工林整理伐		人工造林の植栽と同上 ただし、人工林整理伐と一体的に開設した森林作業道は除地の範囲外
整理伐		人工造林の植栽と同上 ただし、整理伐と一体的に開設した森林作業道は除地の範囲外

- (2) 現地調査時に除地が明らかとなった場合は、測量を行う若しくは申請者に測量を命じるものとする。なお、申請者による測量が 1 週間以内に終わるものは、不適合とせず再調査するものとする。

4 申請面積の照合

- (1) 施行地ごとに 2 箇所以上の測線長、方位角、高低角を実測し、申請書の実測図及び実測野帳と照合する。ただし、同一箇所かつ申請面積が同一な場合に限り、2 回目以降の申請について面積の照合を省略できるものとする。
- (2) GNSS 及びドローン等による測量については別途定める。
- (3) 照合の結果、距離が 100 分の 5、方位角・高低角が 2 度（高低角について、水平距離に換算し

て 100 分の 5 を超える誤差でない場合はこの限りでない。) を超える誤差が生じた場合は、調査員は交付申請者に再測量を命じるとともに、当該申請単位内の総施行地数の 10%以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し測量成果の照合を実施する。

(4) (3)の再測量が 1 週間以内に終わるものは、不適合とせず再調査するものとする。

(5) 要領別紙 1 の第 5 の 3 の (1) のイの (ア) に規定する既存図面を利用した場合であっても、申請面積の照合を省略できるものとする。

5 管理プロットの確認

申請者が設置した管理プロットが施行地内の標準とみなされる任意の場所に設置されているか抽出で確認を行う。標準的な場所と認められる場合は第 17 条の標準地に替える (2 箇所目以降に限る。) ことができる。

第 18 条 標準地による実施率等の確認

1 標準地

(1) 標準地の設定方法等

申請内容及び現地踏査により施行地内の標準とみなされる任意の場所に標準地を設定し、当該標準地内の実施率等を検測する。

(2) 標準地の面積

標準地の面積は、原則として面積 100 m²以上の正方形又は円形を基準とするが、施業方法及び現地の地形等に応じて適宜変更することができる。

(3) 標準地の設定箇所数

標準地の設定箇所数は、実行内訳書兼付表に記載の面積により、原則として次のとおりとするが、同一施行地内において植栽等の樹種・本数等や育成木の成立本数・伐採本数等が明らかに異なる場合は、当該区分ごとに設定するものとする。

ア 0.1ha 以上 5.0ha 未満の場合は、1 箇所以上

イ 5.0ha 以上 10.0ha 未満の場合は、2 箇所以上

ウ 10.0ha 以上の場合は、3 箇所以上

2 人工造林、樹下植栽等

(1) 植栽本数等の確認

植栽本数及び樹種は以下のいずれかの方法により確認する。ただし、適用標準 単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合又は成立している場合は、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

① 1 の標準地内において確認する。

② 施行地内の適宜の植列において、植栽木 11 本の間の延長 (水平距離) 及びその植栽列に直角の方向に 11 列の間の延長 (水平距離) を実測し、苗間列間距離の平均値を求め、植栽本数を算出する。

(2) 枯損率等

(1)により調査した内の枯損苗の本数を確認し、枯損率 (枯損本数÷植栽本数) が 20%以上の場合は、適合と認めないものとする。ただし、集団的に枯損しているため枯損率が 20%以上となる施行地であっても、その集団枯損の部分の面積を申請から除外して、活着部分についてのみ適合と認めることができるものとする。

(3) 地拵え

地拵え (前生樹の伐倒・除去等を含む。) の状況が、その後の植栽作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかを確認する。

(4) 天然更新補助作業

ア 地表かき起こしは、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するため、林床植物の除去、地表の堆積物をかく拌しているか確認する。

イ 不用萌芽除去は、根株から萌芽した余分な萌芽枝を除去し、残した萌芽枝の成長を阻害する

草本植物等を刈り払っていることを確認する。

ウ 不用木除去は、天然林において、育成しようとする樹木（主林木）の生長を阻害する不用木等を除去していることを確認する。

(5) 雪起こし及び倒木起こし

雪起こし及び倒木起こしの本数は、1 の標準地により雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を把握する。補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。また、被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、施業班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

(6) 衛生伐

森林病害虫防除事業実施要領第 2 の 7 に準ずる。

3 2 以外の森林整備

(1) 実施率等

第 17 条の 1 の標準地内において、育成木の成立本数・伐採本数等を検測し、実施率、伐採率等が実施要領に定める内容であることを確認する。

ただし、下刈りについては、施行区域内において雑草木の刈払が育成木の成育を促進するための適切な作業であることを確認する。

(2) 不良木の淘汰

著しい被圧木等は伐採本数に含めないものとする。

また、「玉切」及び「玉切・整理」を適用する場合は、施行地面積又は伐採本数の 8 割以上を実施していることを確認する。

4 育成複層林

上層木と下層木を区分して実施した施行地であって、面積を上層木と下層木の成立本数按分する場合は第 17 条の 1 の標準地内において、上層木と下層木の成立本数を確認する。

第 19 条 森林整備以外の確認

1 森林作業道整備

別に定める森林作業道作設指針及び長野県森林作業道作設マニュアルに適合する開設又は改良が実施されているか森林作業道作設に係るチェックリストにより確認を行う。

(1) 調査は始点から終点までの状況を踏査により確認する。

(2) 申請延長の概ね 300m に 1 箇所以上の点間距離及び幅員について実測する。

(3) 横断の調査は以下のとおりとする。

ア 当初設計が標準単価方式による場合は申請延長の概ね 300m に 1 箇所以上の地山勾配を実測する。

イ 当初設計が標準横断面図による場合は、標準断面における調査とする。

ウ ア及びイ以外の場合は、300m に 1 箇所以上、切取り、盛土の法勾配及び法長を調査する。

(4) 実測の結果が距離 100 分の 5 を超える誤差、(3) のアの結果が標準単価区分が異なる誤差が生じた場合は、申請者に再測量を命じるものとする。

(5) (4) の再測量が 1 週間以内に終わるものは、不適合とせず再調査するものとする。

2 付帯施設等整備等

付帯施設等整備等については、標準設計による仕様以上の効果を発揮できるかを次により確認する。

(1) 鳥獣害防止施設

ア 侵入防護柵

野生鳥獣の移動の制御等を達成できる構造であることを、実測図・構造図等に基づき、規格、構造、延長等を確認する。

イ 忌避剤

第 17 条の 1 の規定による標準地調査により ha 当たりの実施本数を確認し、基準本数（3,000

本/ha) との比率をもって実施率 (実施本数÷3,000 本) を判定し、補助対象面積 (=区域面積×実施率) を確認する。

ウ 剥皮防止対策

イに準じて補助対象面積を確認する。ただし、基準本数はha当たり 1,000 本とする。

エ その他の施設

標準単価の設定のない施設整備の場合は、実施要領に基づく事前協議の書類等に基づき、規格、構造、事業量等を確認する。

(2) その他の付帯施設整備等

実施要領に基づく事業計画、事前協議の書類等に基づき、規格、構造、事業量等を確認する。

附 則

- 1 この調査要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 内部けん制機能確保のために、局長が現地調査を実施した施行地について、調査業務に直接関わらない本庁職員等の内部けん制機能が働く者による無作為抽出確認に努める。
- 3 事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対し、本庁職員が確認する。
- 4 調査員が再測量等を命じる場合は、原則として書面 (参考様式 1 号) によるものとする。
- 5 本要領により難い事項については、林務部長の承認を受けるものとする。